

みんなのまちづくり



ボランティア通信 3

山陽小野田市で活動されているNPO・ボランティア団体等を紹介するコーナーです。

NPO法人 ほっとの会

「広げよう和の輪 とりもどそう心の絆」

まず、「ほっとの会」のネーミングからお話ししますと、苦難から抜け出したときの「ほっとする」とあたたかい「ほっと」をかけたものです。

「ほっとの会」は、平成14年の秋に、消費者問題などの学習会から会員12名で立ち上げました。当初は、多重債務で困っている人の手助けをする会として活動してきましたが、法改正などから、会での解決が非常に難しくなってきました。そこで方向転換を行い、現在は子育て中の人や、高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組むべく模索中です。

市民のみなさん、地域の方々を誘って、お互い気楽に男女、年齢に関係なく話し合える場所を作りませんか。私達も喜んでお手伝いさせていただきます。

ボランティア活動は“奉仕する”というイメージがありますが、実際にやってみると、ふだん経験できないような充実感を得ることができるでしょう。ボランティアを通じての色々な人との出会いが、今までとは違った人生観を生むからかもしれません。

■問い合わせ先 ほっとの会 (☎ 84-0898)

①「協働のまちづくり」とは？

市は市民意見公募制度（3ページ記事）を導入するなど、市民とともにあゆむまちづくりを進め、市民のみなさんが市政に参加しやすい環境づくりに努めているところです。

そこで、今月から「市民が主役のまちづくり」をテーマとして、市が取り組もうとしていることとその背景や、市民のみなさんと市役所の間を遠ざけているもの一つである難解な行政用語などをわかりやすく解説する新コーナー「みんなのまちづくり」をはじめることになりました。

第1回目は、「協働のまちづくり」についてです。

"協働"とは…

“協働”とは「ある目的を達成するために協力して働く」という意味があります。すなわち、様々な人や組織が対等な立場で、それぞれの役割と責任を分担し、協力して物事に取り組むことを言います。

つまり「協働のまちづくり」とは、市民（個人、企業、市民活動団体等の広い範囲）、市役所、市議会が連携協力しながら豊かで住みよいわがまちを築いていくということを表している言葉なのです。



「協働のまちづくり」と「自治基本条例」

この「協働のまちづくり」を進めるにあたって、その基本ルールを定めた「自治基本条例」づくりの取り組みが全国各地ではじまっています。

次号は、「協働のまちづくり」の背景と「自治基本条例」について、お話しします。

条例とは？ 行政用語メモ

県、市、町、村が国の法律に違反しない範囲内で議会の議決を経て自主的に制定する法のことです



このコーナーは行政改革課 ☎ 82-1135 が担当します



ゴミを出すときのワンポイントアドバイス

■問い合わせ先 環境課 (☎ 82-1143)

よしずやすだれは、長さ50センチメートル以内に切って、直径30センチメートル以内に束ねてひもなどでほどけないよう縛り、ごみ指定袋には入れずにそのまま「燃やせるごみ」の日に出してください。



人のうごき (9月1日現在)

世帯	27,644 世帯	(+ 37)
人口	67,885 人	(+ 60)
男	32,014 人	(+ 34)
女	35,871 人	(+ 26)

※()内は前月との比較